

議員提出議案第30号

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成23年12月15日

提出者

6 番	筒 井 孝 尚	7 番	秋 家 聡 明
1 6 番	安 西 俊 一	2 1 番	清 水 忠
2 3 番	佐藤 ゆうだい	2 4 番	米 山 真 吾
2 9 番	上 村 やす子	3 0 番	向 江 すみえ
3 1 番	三小田 准 一	3 2 番	中 村 しんご
3 4 番	牛 山 正	3 5 番	荒 井 彰 一
3 7 番	倉 沢 よう次		

葛飾区議会議長 梅 沢 五十六 殿

「こころの健康基本法（仮称）」の法制化を求める意見書

今日、国民の「こころ」は深刻な状況にある。我が国では 320 万人以上、つまり 40 人に 1 人以上という人々が、精神疾患のために医療機関を受診している。

また、毎年 3 万人以上の人々が自殺によって命をなくしているが、このうち 9 割は精神疾患に罹患していた可能性があるとされており、「こころ」の健康の問題は喫緊の課題である。

世界保健機関（WHO）の個人と社会が被る損失を計算した健康・生活被害指標、障害調整生命年（DALY）では、日本を初めとした先進各国において、がんや循環器疾患と比べても、精神疾患は最も命と生活に影響することが明らかになった。欧米ではこの指標に基づいて国民の健康についての施策が進められているが、日本では十分な施策がとられていないのが現状である。

このような事態を受け、平成22年4月には当事者や家族、医療福祉の専門家、学識経験者が中心となり、国民の「こころ」の健康を推進するための精神保健医療改革の実現に向けて、「こころの健康政策構想会議」を発足させた。同会議は、「こころ」の健康の危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力のある社会を実現するには、「こころ」

の健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な政策を実行することが必要であるとして、そうした施策の基盤となる、「こころの健康基本法（仮称）」の制定を求めている。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、国民すべてを対象とした、「こころ」の健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法（仮称）」の制定を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。